

# 第6次相良村総合計画 後期基本計画

[ 令和6(2024)年度から令和10(2029)年度 ]

■分野別基本計画	01
分野1 くらし	1-1. 生活基盤（道路・水道・農業集落排水） 01 1-2. 消防・防災 03 1-3. 住宅（公営住宅・一般住宅・公園） 05 1-4. 公共交通 07 1-5. 交通安全・防犯 08
分野2 福祉	2-1. 地域福祉 09 2-2. 高齢者福祉 10 2-3. 障がい者福祉 11 2-4. 子ども子育て支援 12 2-5. 保健・医療・年金 14
分野3 産業・環境	3-1. 農林水産業 16 3-2. 商工業と雇用 18 3-3. 観光・ブランド化 19 3-4. 環境・ゴミ 21 3-5. エネルギー 22
分野4 教育	4-1. 社会教育 23 4-2. 学校教育 24 4-3. 歴史・文化 26 4-4. スポーツ 27 4-5. 国内・国際交流 28
分野5 行財政・住民参加	5-1. 財政 29 5-2. 行政・情報通信 31 5-3. 協働・住民参加 33
■総合計画の各施策とSDGsの関係	35
（参考）村民アンケート結果	40

令和6年3月  
熊本県相良村

# ■分野別基本計画

## 分野1 くらし

### 1-1. 生活基盤（道路・水道・農業集落排水）

#### 前総合計画からの課題

- ・老朽化による施設の改修
- ・歩道未整備区間の安全対策（特に児童生徒の安全な通学路確保ができていない）
- ・危険なS字・L字カーブや道路幅が狭く離合が困難な箇所への対応
- ・スムーズな避難を阻害する狭く急こう配の避難路
- ・交通網（冠水、土砂崩落等）が被災し、人や物の動きが滞留
- ・避難所への物資輸送の遅延
- ・維持管理コスト増
- ・水道及び農業集落排水の安定供給
- ・災害に強い水道施設、排水施設への転換
- ・農業集落排水加入率の向上
- ・上下水道料金の適正化に向けた取り組みと赤字解消
- ・簡易水道未加入地域への対応

#### 施策の方針

- ・村民が安全で便利に利用できる、国道、県道の整備要望を継続するとともに、村道においては、未整備区間の幹線道路を中心とした村道整備を進めます。また、個別計画を策定し、老朽化による施設の改修を計画的に実施します。コスト削減のため、ボランティア清掃などに取り組んでいきます。
- ・災害に備えて、安全・安心な避難路の確保や堤防のかさ上げなどを推進し、災害発生時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施できるよう取り組みます。
- ・常に安全でおいしい水を供給できるよう水質の管理に努めるとともに、安定して供給できるよう水道施設の維持・管理に努めるとともに、水道事業の健全な経営に努めます。
- ・農業集落排水、合併処理浄化槽による効率的かつ適正な汚水処理整備を図ります。また、汚水処理整備の重要性を啓発するとともに、環境に対する村民意識の向上及びさらなる水質浄化に努めます。また、財政状況を改善するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めます。
- ・上下水道が災害時に使用不能となることを避けるための防災対策を進めます。

## 事業の内容

- 国道、県道の整備促進（歩道未整備区間の整備を含む）
- 村道、林道、集落道路の拡幅・改良整備、交通安全施設整備
- 老朽化する施設の計画的な改修
- 維持管理の村民参加
- 安定供給を目的とした配水池、配水管の新設などの施設整備
- 施設の耐震化と老朽化対策
- 簡易水道未整備地域への支援
- 災害時を想定したマニュアルの作成および修理用資材や給水用具の確保
- 適正な料金体系と財政健全化のための広域的な検討
- 農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽設置の促進、水洗化の促進

## 個別計画

- 橋梁長寿命化修繕計画
- トンネル維持管理計画
- 舗装維持管理計画、法面等維持管理計画
- 最適整備構想（農業集落排水）
- 復興むらづくり計画（避難路整備）

## 1-2. 消防・防災

### 前総合計画からの課題

- ・ 災害の激甚化
- ・ 高齢化による避難の困難化
- ・ 消防団、自主防災組織の衰退
- ・ 避難勧告等の形骸化
- ・ 避難場所が浸水、避難路が通行不能
- ・ 大雨の中での共助活動の困難さ
- ・ 情報が十分に伝わらず、避難の遅れが発生
- ・ 災害時の危機管理体制の中核となる施設の機能低下
- ・ 非効率な避難所運営や応急対策活動
- ・ 女性・高齢者・障がい者等の視点を取り入れた避難所環境の充実
- ・ 即時対応可能な備蓄物資の確保及び管理

### 施策の方針

- ・ 近年、これまでに経験したことがないような大雨などの異常気象が頻発している中、安心して生活できる環境をつくるために、相良村地域防災計画に基づき、あらゆる災害から村民の生命・財産を守るための防災体制の整備、災害等に対する日頃の備えを進め、周知の徹底に努めます。
- ・ 大規模災害に備え、非常用に備蓄する物資を充実させ、いざという時に機能する防災拠点施設や様々な避難形態に対応した避難所の環境づくりを行います。
- ・ 自主防災組織についても、実践的な防災対応を話し合い、訓練の実施等により、地域防災力を強化します。
- ・ 災害時の避難指示等の判断基準を明確にし、村民への災害情報の提供についても、迅速で分かりやすい多様な伝達方策を実施します。
- ・ 地域内の危険箇所の把握や、緊急時に対応した道路の整備などを図ることで、災害における被害を未然に防ぐ取り組みに努めます。
- ・ 高齢化により増加している救急搬送に対し、消防署との連携により多くの命が救われるよう、体制の整備に努めます。
- ・ 球磨川水系流域治水プロジェクトにより流域のあらゆる関係者が協働し、まちづくりと連携した治水対策として「緑の流域治水」を国や県とともに推進します。
- ・ 令和2年7月豪雨の対応においては、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、企業、ボランティア団体等から様々な支援を受けました。そこで、今後の広域災害の対応における「受援を想定した体制整備」については、村の地域防災計画において、受援計画の策定を規程しており、応援の受入れを想定した体制整備を進めます。

- ・本村では、今回の令和2年7月豪雨からの復旧・復興の取組みを通じて、多くの経験をし、知見を得ました。今後、この経験・知見を活かし、地域防災計画に「復興事前準備」を位置づけ、より良い復興に向けた取組みを推進します。

### 事業の内容

- 地域防災計画、防災マップの定期的な見直し
- 実動できる自主防災組織の育成・支援
- 消防団活動の機能維持と女性消防隊の拡充
- 停電時に稼働できる防災行政無線の導入
- 防災備蓄品の充実
- 定期的な防災訓練等の実施
- 危険箇所の治山・治水事業整備
- 緊急車両の進入が困難な道路の拡幅整備、避難経路の確保
- 消防施設等の整備、火災予防の啓発活動
- 他自治体や関係機関との災害連携協定等の締結
- 河川監視カメラや浸水センサー、水位計等の増設

### 個別計画

- 相良村地域防災計画
- 復興むらづくり計画(復興まちづくり支援施設及び避難地等整備)
- 復興事前準備計画

## 1-3. 住宅（公営住宅・一般住宅・公園）

### 前総合計画からの課題

- ・ 公営住宅老朽化
- ・ 住宅耐震化
- ・ 空き家の増加と活用不足
- ・ 民間賃貸住宅等の不足
- ・ 災害リスク（浸水及び土砂崩れ等）の高い地域住民への対応
- ・ 地域住民が気軽に利用できる場所の確保

### 施策の方針

- ・ 公営住宅の維持管理費を抑えるため、長期的な視点からの戸数管理が必要であり、老朽化する公営住宅についても、長寿命化計画の見直しを行い、効果的な活用を検討する必要があります。熊本地震や大阪北部地震を受けて、一般住宅の耐震化も身近な問題となっており、国県の助成をはじめ、耐震化への施策を充実させていきます。
- ・ 空き家については、少子高齢化によりますます増加することが想定されるため、未利用宅地とあわせ、空き家等対策計画により、中間管理団体を設立するなど、移住希望者との中継役を育て、利用につながる環境をつくります。また、空き家等を活用した支援制度を更に充実させるとともに、空き家等をリノベーションしたお試し居住施設を整備し、移住希望者を呼び込む環境を整えます。
- ・ 公園については、村民の憩いの場として、自然公園の保全と多機能な公園整備に努め、既存の公園の適切な維持管理を促進します。
- ・ 一方で、令和2年熊本豪雨による被害を受けて、買取型災害公営住宅（村営西原団地）を新たに整備し、管理・運用します。
- ・ また、令和2年熊本豪雨の際に整備した仮設住宅を、供用期間終了後に熊本県を通して当該仮設住宅の施工業者から被災者の住まいの再建先として譲与を受け、村有松葉団地として村が管理・運用します。
- ・ さらには、浸水区域外移転促進支援補助制度の充実とあわせて、災害リスクがない安心安全な居住地の確保を進めます。
- ・ 地域住民等が幅広く活動できる広場の整備を進めます。

### 事業の内容

- 定住を促進するための集落環境整備
- 老朽化する村営住宅の長寿命化計画の実行
- 空き家等対策計画の更新と、利用につながる中間管理団体等の設立

- 工務店や建築士と連携したリフォーム制度の構築
- 交流拠点、憩いの場としての既存公園の改修・維持管理
- 公共施設、一般住宅の耐震化
- 新たな住宅供給政策の実施（中堅所得者向け公営住宅の整備、民間賃貸住宅の誘致等）
- 民間が提供する住宅等の誘致
- 空き家バンク制度の活用（登録促進含む）
- 空き家等を活用したお試し居住等の推進
- 遊水地及び遊水機能を有する土地等の利活用による交流拠点の整備

#### 個別計画

- 相良村公営住宅等長寿命化計画
- 空き家等対策計画

## 1-4. 公共交通

### 前総合計画からの課題

- ・ 路線バス便数の減少と補助金の増加
- ・ 交通空白地帯対策
- ・ 増加する免許返納者への支援

### 施策の方針

- ・ 高齢者をはじめ、子どもやその他住民が将来にわたり、自家用車等に頼らなくても安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、日常生活を支える移動手段として地域公共交通サービスの充実を目指します。
- ・ 地域に存在する人材やその他交通に係る多様な資源を関係機関等との連携により循環させることで、地域住民にとって利便性が高く、持続性を確保した地域公共交通に関する仕組みの構築を目指します。

### 事業の内容

- コミュニティ交通の見直し
- 乗合タクシー利便性の向上
- AI 等の新技術の活用
- 観光客等への地域公共交通サービスの高度化
- 地域座談会やイベント時における利用促進啓発
- 教育・福祉・医療分野との連携

### 個別計画

- 相良村地域公共交通再編実施計画
- 相良村地域公共交通計画



## 1-5. 交通安全・防犯

### 前総合計画からの課題

- ・ 通学の見守り体制強化
- ・ 増加する高齢者の事故防止
- ・ 振り込め詐欺対策

### 施策の方針

- ・ 通学路安全推進会議（村内小中学校・保護者・警察・交通安全協会・行政等）による通学路の安全確認を行い、危険箇所については改善に向けた取組みを実施します。
- ・ 高齢化による交通事故を防ぐため、免許返納者への支援を公共交通対策とあわせて展開します。自動車の安全対策技術の向上等により事故件数は減少しているものの、関係機関と連携しながら交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全のための環境整備に努めます。
- ・ 安心で安全な村を目指し、防犯パトロールなど地域の自主的な活動を促進することで、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。
- ・ 巧妙化する振り込め詐欺などの消費生活に関する被害を未然に防止するため、消費生活に必要な知識やトラブルの対処法などの情報提供や啓発活動に努めます。

### 事業の内容

- 交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、歩道、道路標識等）の整備
- 交通安全教室の開催
- 防犯対策の実施（パトロール、防犯灯など）
- 消費生活センターと連携した相談体制の充実と消費生活情報の提供
- 交通手段に応じた交通安全対策の実施

## 2-1. 地域福祉

### 前総合計画からの課題

- ・ 家族形態の変化に対応する社会全体での支援
- ・ 各地区に気軽に集える交流の場の整備
- ・ 地域の中で自立した生活を送るための支援
- ・ 近隣や地域ぐるみでの協力、関係機関との連携・協働
- ・ 村民一人ひとりが「共に暮らす村づくり」の意識共有

### 施策の方針

- ・ 相良村地域福祉計画の基本理念である「支え合い助け合いともに生きるむらづくり」を実現するために、①地域福祉活動への住民の参加 ②福祉サービス等の連携と充実 ③安心・安全に暮らせるむらづくりの推進を目標として計画推進に努めます。
- ・ 地域社会における福祉課題を解決し、誰もが健康で幸せに暮らせる地域社会を実現するため、村民一人ひとりの努力、村民同士の相互扶助、公的な制度の連携や、村民相互の支えあいの機能の向上に努めます。

### 事業の内容

- 地域福祉活動や災害時を想定した「支援システム」の構築
- 社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークの強化
- 福祉ボランティアの育成
- 成年後見制度利用支援
- 重層的支援体制整備（相談支援、参加支援、地域づくり事業）移行準備事業の実施
- 福祉及び保健担当との連携による健康教室等の開催
- 総合交流拠点施設整備（多様な世代の人々が集い交流できる村民にとって身近な施設）
- 消費生活センターとの連携による消費生活相談体制整備

### 個別計画

- 相良村地域福祉計画（第4期）（2023年度～2027年度）

## 2-2. 高齢者福祉

### 前総合計画からの課題

- ・ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯の増加
- ・介護保険給付費（介護保険料）の増加
- ・介護を必要とする人に対する適切なサービスの確保
- ・地域包括ケアシステムの構築と強化
- ・高齢者等の要配慮者への対応が不十分

### 施策の方針

- ・高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して過ごせるよう「地域包括支援センター」を中心に、健康づくりや介護予防、見守りなどの支援体制の充実を図ります。
- ・高齢者が元気で生きがいのある生活を続けられるよう、社会との関わりを積極的に持てる環境の整備に努めます。高齢化により、元気な高齢者が多いことから、現役として活躍し収益を上げる取り組みを進めることで、生涯現役の村を目指します。
- ・高齢者の見守りについては、現在、配食サービス提供時、民生委員の個別訪問等で対応していますが、民生委員も高齢化していることから、特に山間部限界集落に居住する高齢者の見守りについては見守りロボット等の活用・導入を検討します。

### 事業の内容

- 「シルバー人材センター」の活用による高齢者の就労環境づくり
- 老人クラブ活動への支援
- 地域の通いの場づくりと継続支援
- 通所型介護予防教室などの健康づくり・介護予防の推進
- 高齢者福祉事業に対するボランティア活動の推進
- 認知症初期集中支援チームの活動など認知症対策の総合的な推進
- 在宅医療・介護連携の推進などを含む在宅生活支援
- 「地域包括支援センター」の円滑な運営と機能強化
- 相良村敬老祝金支給
- 老人福祉施設入所措置
- 高齢者支援事業（通所型一般介護予防事業、高齢者外出支援事業、高齢者等ふれあい訪問事業等）

### 個別計画

- 相良村高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（2024年度～2026年度）

## 2-3. 障がい者福祉

### 前総合計画からの課題

- ・障がい者が働ける場所の確保
- ・入所施設・共同生活施設の確保
- ・障がいを持つ家族の障がい者へ対する理解と行動
- ・障がい者と健常者が互いに尊重し合える社会づくり

### 施策の方針

- ・障がいのある人が身近な場所で利用できる受け入れ施設の確保や、緊急時の受け入れ体制の整備に努めます。また、ホームヘルプや移動支援といったサービス事業や、障がい者が地域において自立した日常生活ができるよう、グループホームやケアホームの整備などの環境づくりに努めます。
- ・障がい者が就労できるよう、関係機関や企業・団体などとのネットワークを形成し、就労支援体制やサービス提供体制の強化に努めます。
- ・インターネットの普及により、さまざまな情報が簡単に手に入る現代にとって、障がい者、健常者関係なく、地域社会に溶け込む人が減少しています。人と接する機会を失うと、社会に溶け込むタイミングも失われ、就労や就学が困難になる可能性があります。そうならないために、一人ひとりが自立した生活を送ることができる社会を実現するため、必要なサービスや相談体制の整備を目指し、誰もが主体的に生きていけるような、安心して暮らせる共生社会を目指します。

### 事業の内容

- 訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスの推進
- 地域生活支援事業の実施
- 関係機関と連携した就労支援体制の強化
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 心身障がい者福祉年金支給
- 障がい者自動車運転免許取得・改造助成事業

### 個別計画

- 相良村障がい者計画（第2期）（2017年度～2026年度）
- 相良村第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（2024年度～2026年度）

## 2-4. 子ども子育て支援

### 前総合計画からの課題

- ・ 多様な子育て支援の確保
- ・ 包括的で継続的なサポート体制の確保
- ・ 子どもたちの安心・安全な居場所の確保
- ・ 関係機関との情報共有と連携

### 施策の方針

- ・ 子育て世代が安心して子育てできるような保育体制の整備を図り、子ども一人ひとりが個性を輝かせ、心身ともにのびのびと健やかに育つ環境づくりに努めます。
- ・ 働く親の多様化する職場環境や生活スタイルに応じたニーズの把握に努め、必要に応じた保育サービスの充実に努めます。
- ・ 子育てに携わる人に対し、キャリアアップ<sup>※1</sup>の支援、仕事と育児の両立支援に努めます。
- ・ 「四浦クラブ」の放課後子ども教室や、学童クラブ事業の利用しやすい環境づくりを進め、地域全体で夏休みや放課後など、子どもたちの安全・安心な居場所確保に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、多角的、包括的な視点で、子育てに関する専門的な支援や、親子や地域村民が気軽に集い、交流ができる場づくりなど、継続性のある子育て支援機能の充実に努めます。
- ・ 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の機能を維持し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を有する機関（こども家庭センター）の設置を検討し、母子保健・児童福祉両分野の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談体制の強化に努めます。

※1:より高い専門知識を身につけるなどして、経歴を高くすること。より高い地位や高給職への転職。

### 事業の内容

- こども家庭センターの設置検討
- 出産・子育てに関する支援・相談体制の充実及び情報の提供
  - ①地域子育て支援拠点事業（ちゃちゃクラブ）
  - ②乳児家庭全戸訪問事業
  - ③紙おむつ支給事業
- 子ども・子育て支援給付（保育園・幼稚園・認定こども園への入所）
- 多子世帯入学祝金
- 多子世帯への保育料軽減
- 障がい児保育・教育に関する支援（療育支援体制の充実）
- 一時保育、延長保育、特別保育事業等の推進

- 放課後子ども教室や放課後学童クラブ事業の充実
- 子ども医療費助成事業
- 発達相談事業
- チャイルドシート購入助成事業
- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 給食費無償化
- 副食費助成事業
- 出生祝金
- 保育体制の充実に係る保育対策総合支援事業（保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、環境改善事業）
- 少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業、不妊治療費助成事業）

### **個別計画**

- 相良村子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）

## 2-5. 保健・医療・年金

### 前総合計画からの課題

- ・ 住民健診の受診率向上
- ・ 乳幼児健診の環境整備
- ・ 若年者の肥満の増加

### 施策の方針

- ・ 若い世代からの予防に重点を置き、村民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識が持てるように、わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供を行うことで、村民の健康づくり活動を推進します。また、楽しく健康づくりができるよう、村民の自主的な健康づくり活動の支援や環境整備に努めます。
- ・ 心の健康について相談できる窓口の周知やインターネットを活用した支援情報の提供に努め、自殺予防対策を推進します。
- ・ 近隣市町村や関係機関と連携し、救急医療体制の確保に努める一方で、病気の重症化を防ぐための早期発見、早期治療の促進を図ります。また、緊急時における応急処置法の啓発など、救急医療に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの社会保障制度は、健康で文化的な生活を支えるうえで重要な役割を担っています。特定健康診査に伴う特定保健指導を実施し、医療費の適正化に繋げることで、健全な保険制度の運営に努めます。

### 事業の内容

- わかりやすく、利用しやすい健康情報の提供
- 健康学習機会の充実と健康づくり実践のための体制づくり
- 健康づくり自主グループの育成と活動支援
- 保育園・学校・地域・関係機関と連携した食育の推進
- 健康づくりの推進
- 「心の健康づくり」の推進
- 健診の充実とフォロー体制の強化
- 近隣市町村・関係機関との連携を密にしながらの救急医療体制の確保
- 特定健診・保健指導実施率向上のための対策の徹底
- 生活習慣病発症予防・重症化予防のための訪問等による個別指導の実施
- 健康づくりに対する意識高揚の促進
- 医療費適正化対策の取り組み
- 広報紙やイベントを活用した社会保障制度の周知

- 乳幼児健診や育児学級の実施
- 感染症対策等における予防接種事業の推進
- 産後ケア事業
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事業

#### **個別計画**

- 第2期相良村こころの健康推進計画（2024年度～2028年度）
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（2024年度～2029年度）



### 3-1. 農林水産業

#### 前総合計画からの課題

- ・ 農林業従事者の減少・高齢化、若年層の確保・定着
- ・ 耕作放棄地の拡大
- ・ 未相続農地の増加
- ・ 生産効率向上のための基盤整備
- ・ 農業用施設の老朽化
- ・ 加工場の不足
- ・ 売り先の確保
- ・ 生産、販売、農業アドバイザーの不足
- ・ 流域治水と連携した森林整備
- ・ 林業・振興及び山村地域の活性化に寄与する基幹林道整備

#### 施策の方針

- ・ 農業生産基盤の整備や農地の集積・集約等による効率的な農地利用の確立を目指すとともに、認定農業者や集落営農組織等の経営発展に向けた支援と将来の農業を担う農業従事者の確保・育成を図り、安心・安全な農産物の安定生産と販路拡大の支援に努め、農業関係機関と連携を強化し、足腰の強い農業の実現を目指します。
- ・ 豊かな森林の形成を促進し、適度な間伐と植林等の実施により、環境保全と生産林の整備に取り組み、林業関係機関と連携を図りながら、地元林産材の活用と林業の活性化を目指します。
- ・ 農道、農業用水・排水路などの農業基盤、林道、作業道の林業基盤の整備や維持修繕を行い、持続可能な農林業等の推進と農山村地域の持つ多面的な機能の維持を目指します。
- ・ 水質日本一「川辺川」の素晴らしい河川環境を保全し、水産関係機関と連携しながら、水産業の育成・支援を実施します。
- ・ 鳥獣被害については、鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲隊等と連携した計画的な捕獲及び防護柵設置補助等の支援と併せて、地域ぐるみによる「えづけ STOP! 対策」に取り組みます。
- ・ 林道については、物資の輸送ルートや生活道の代替としての機能も有することから、平常時における適正管理に努めるとともに、基幹林道の整備を推進します。

## 事業の内容

- 認定農業者や集落営農の経営発展に向けた支援
- 後継者や新規就農者の支援など担い手の育成
- 効率的な土地利用の推進
- 地元農産品供給など地産地消の推進
- 特産品開発の推進及び生産物の販路開拓
- 収益性の高い農産物生産の推進
- 中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金による地域資源保全活動の推進
- 農業基盤の整備（圃場整備、農業用水、排水路の整備）
- 猟友会などと連携した鳥獣害防止対策
- 造林や間伐事業による森林資源の適正管理及び保全活動の促進
- 林産加工物の流通促進
- 林業基盤の整備（林道、作業道整備）
- 水産業の育成・支援の実施
- 基幹林道（四浦西線）の整備
- 農業用施設（用水路等）の改修
- 石綿管の改修

## 個別計画

- 人・農地プラン
- 相良農業振興地域整備計画
- 相良村森林整備計画
- 相良村鳥獣被害防止計画
- 林道施設長寿命化計画
- 農道施設長寿命化計画

## 3-2. 商工業と雇用

### 前総合計画からの課題

- ・ 企業誘致及び雇用創出の取組み
- ・ 商工業の活性化
- ・ 行政と商工会の連携
- ・ 官民連携による地域課題解決

### 施策の方針

- ・ 雇用の場の確保を図るための優良企業の誘致に努めます。また、既存の企業とも連携を図ります。商工会と連携し地元商店の育成に努め、商業の活性化を目指します。
- ・ サテライトオフィス<sup>※1</sup>のような、ICT<sup>※2</sup>の活用による新たな企業誘致や、ベンチャー企業<sup>※3</sup>の育成に努め、川辺川などの地域特性を活かした商業振興の取り組みとあわせ、創業起業を支援することにより、ものづくり産業の推進や地域ブランドの確立に努めます。
- ・ 就業機会の創出を図り、雇用の促進に努めます。また、ハローワークなど関係機関と連携し、あらゆる雇用情勢の把握と情報の提供に努めます。

※1:企業や官公庁の本社・本部から離れた場所に設定されたオフィスのこと。インターネットの普及により、都市部に置く必要のない機能をより環境の良い郊外に設けたオフィスなど。

※2:情報・通信に関わる技術の総称。

※3:新しいサービスやビジネスを展開する企業のこと。

### 事業の内容

- 企業誘致・雇用創出プラン策定（製造業系・オフィス系企業及びローカルベンチャー等）
- 既存企業との連携・情報交換
- 人吉球磨地域が一体となった企業誘致
- 商工会との連携による地元商店の育成
- 商工組織の強化
- コワーキングスペース<sup>※</sup>の設置と起業支援
- サテライトオフィスの誘致
- 川辺川を活かした商工振興策
- 企業案内などによる雇用情勢の把握
- 求人情報等の情報提供、関係機関との連携

※共同で利用できるオフィススペースのこと。

### 3-3. 観光・ブランド化

#### 前総合計画からの課題

- ・観光拠点のトイレ・駐車場の整備
- ・地場産業への経済波及効果が少ない
- ・お土産が少ない

#### 施策の方針

- ・村民相互の交流や地域間交流、連携を積極的に進め、農山村の魅力を広くアピールし、水質日本一の清流「川辺川」をはじめとする豊かな地域資源を活かした農山村と都市の交流活動の促進に努め、地域経済の活性化や地場産業などへの波及効果を図ります。本村最大の魅力である「川辺川」を活用し交流人口拡大を図るため、川辺川魅力創造事業に取り組めます。
- ・ガイドブックやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※1などにより地域資源等の情報発信を推進するとともに、村の魅力さをさらに高めるため、地域づくりに携わる人材の育成を図り、訪れた人を「おもてなしの心」で迎える体制づくりに努めます。
- ・観光協会や商工会、村内関係団体と連携し、各種イベント等の開催や新たな地域資源の掘り起こし、さがら温泉「茶湯里」をはじめとする観光拠点施設の充実を図るとともに、県や近隣の市町村と連携しながら、広域的な観光ネットワークを活用し、観光振興を図ります。
- ・河川管理者等の関係者と連携しながら当該事業と一体となって堤防や護岸等を整備し、地域の歴史・文化及び観光基盤と調和する景観を保全・創出し地域活性化を図る「かわまちづくり」の取組みを推進します。
- ・まち・ひと・しごと創生「総合戦略」に基づき、村民及び移住者等が住みたいと思える村・元気あふれる村にするため、地域活性化の基盤強化となる取組みである新たな商品開発、移住定住施策等の関連事業を総合的に実施しブランド化を図ります。

※1:インターネットを通じて人間関係を構築できる Web サービス。

#### 事業の内容

- 観光協会活動の支援
- ツーリズム活動等の支援
- 各種イベントの開催や伝統行事の支援
- 情報誌、ホームページ、SNS等のメディアを活用した情報発信
- 県や他市町村との連携した広域的観光ネットワークの活用
- 新たな地域資源の発掘と既存資源を活かした観光振興の推進
- 茶湯里等の既存交流拠点等の活用と適正な維持管理
- 仮設住宅（運動公園前仮設住宅）を利活用した地域コミュニティ施設整備

- 営業主任「サガラッパ」による PR 活動
- 川辺川魅力創造事業の推進
- 「さがらムーブ」事業の推進

## 3-4. 環境・ゴミ

### 前総合計画からの課題

- ・ 不法投棄の防止
- ・ ごみ排出量の増加と分別の徹底
- ・ 生ごみ処理機補助申請者の減少
- ・ 災害廃棄物仮置場の確保及び管理体制整備の困難さ

### 施策の方針

- ・ 深刻なごみ問題から、村民、事業者、行政の協働により、ものを大切にしながら循環させて使う暮らしの実現のため、村民一人ひとりのライフスタイルの見直しや、ごみの発生抑制、リサイクルなどを進めるとともに、関係機関と連携し不法投棄の対応を強化し、環境に配慮した資源循環型社会の実現を目指します。
- ・ 大規模災害により発生する災害廃棄物の処理については、（他の業務を持ちながらの担当は困難であり、臨時的な人員の配置または外部委託が必要であったことから、）災害廃棄物仮置場及び土砂等仮置場の事前確保や災害廃棄物仮置場等管理の外部委託にかかる協定締結を事前に実施します。

### 事業の内容

- 関係機関との連携による水質・土壌・大気調査の実施
- 花の植栽や緑化推進を担う環境ボランティア団体の支援・育成
- 村民、企業、行政との協働による定期的な環境美化行動の推進
- 主要河川での清掃保全活動
- 自然を活かしたふれあいの場の創出
- 看板等による不法投棄の防止の徹底
- 生ごみ堆肥化の推進
- 資源ごみ分別の指導と 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 各種団体による資源ごみ集団回収活動への支援
- ごみの野外焼却禁止の徹底
- 川辺川の水質保持（水質が最も良好な河川選定）

### 個別計画

- 相良村災害廃棄物処理計画

## 3-5. エネルギー

### 前総合計画からの課題

- ・地球温暖化等の気候変動への対応
- ・地域・環境・景観・防災に配慮が十分でない再生可能エネルギー導入
- ・大規模停電時の対策

### 施策の方針

- ・太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの整備が拡大していますが、太陽光発電の乱立によるトラブルが過去に発生しています。行政として、危険箇所への設置を防ぐ条例の整備など、後手に回らない対策が必要です。しかしながら、再生可能エネルギーによる電力供給は、防災面、環境面からも必要であり、大規模停電時に対応できるような体制整備を電力会社などに求めながら、ともに進めていきます。
- ・原油価格の高騰や、資源の減少に対し、持続可能なエネルギー体制を築く必要があります。木質バイオマス<sup>※1</sup>の導入や、エコツーリズム<sup>※2</sup>を推進し、産業・雇用の創出につながるような施策もあわせて取り組んでいきます。

※1:木材に由来する再生可能な資源のこと。木質バイオマスエネルギーとは木質材料を使い生み出された電力や熱などを指す。

※2:「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方」のこと（エコツーリズム推進会議）。

### 事業の内容

- 地域共生型再生可能エネルギー導入検討（公共施設及び公用車等のCO2排出削減含む）
- 省エネルギー対策の推進
- 関連条例の整備
- 小中学校における環境学習への支援
- エコツーリズム活動の推進
- カーボンニュートラル（脱炭素化）へ向けた対策の推進

## 4-1. 社会教育

### 前総合計画からの課題

- ・ デジタル化社会への対応
- ・ 社会教育への関心度
- ・ 幅広い年代の人材発掘・活用

### 施策の方針

- ・ 子どもから高齢者までの幅広い村民が、ニーズに応じて学習機会を自由に選択しながら、生涯にわたって学び合い、自己実現を図ることができるよう、生涯学習社会の実現を目指します。
- ・ 「相良村社会教育指導の重点」に基づき、村民一人ひとりがそれぞれの学習ニーズや学習課題を的確にとらえながら社会教育の充実に努め、ライフステージに対応した体系的な学習機会の提供を目指します。
- ・ 差別や偏見がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされる村づくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

### 事業の内容

- 総合的な生涯学習推進体制の確立
- 生涯学習関連施設の設備充実
- 学習指導体制の充実
- 家庭・地域社会の教育力の向上
- 青少年の健全育成
- 時代変化に対応した学習機会の提供
- 人権啓発活動の推進
- 人権教育の充実
- 地域学校協働活動の推進
- 社会教育関係団体との連携
- デジタル技術の活用（eスポーツ普及等）
- 茶湯里プールの活用



## 4-2. 学校教育

### 前総合計画からの課題

- ・ 児童生徒数の減少
- ・ 不登校対策
- ・ 施設の老朽化

### 施策の方針

- ・ 人間尊重の精神及び豊かな心の育成をするとともに、確かな学力の育成やたくましく生きるための健康と体力の向上を図り、郷土愛の涵養と村民としての自覚の高揚を高めます。
- ・ 子どもたちに「学力」とあわせて「豊かな心」と「健やかな体」をバランスよく育むことを目指して、基礎的な知識や技能の習得を図り、それらを活用しながら学ぶ力を高め、学ぶ楽しさや喜びが実感できる学習活動を進めます。また、ICT※<sup>1</sup>などの新技術も柔軟に取り入れ、時代に合った教育環境を整える一方、過度の依存やいじめにつながるような、思いやりの心を育てる教育を進めます。
- ・ 事故や犯罪から子どもたちを守るため、施設の防犯対策をはじめ、地域の見守り活動を継続していきます。老朽化していく学校施設なども、計画的に対応しながら、人口減少社会に見合った環境を整えていきます。

※1:情報・通信に関わる技術の総称。

### 事業の内容

- 学校図書館の充実
- 保・小・中及び家庭・地域との連携体制の確立
- 自然体験・勤労体験学習の推進
- （SDGsの達成に向けた）環境教育の推進
- 郷土愛を育む教育の推進
- 外国語指導助手による国際理解教育の推進
- 特別支援教育の支援体制の充実や教育環境の整備
- 個人に適した食育の推進
- いじめ・不登校等に対応し、安全・安心・信頼される学校づくり
- ICTを活用した事業の推進
- むし歯予防及び検診の取組強化
- 「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 旧相良村学校給食共同調理場の利活用
- 学校施設の改修

○学校再編の検討

○災害の教訓を生かした防災教育の推進

## 4-3. 歴史・文化

### 前総合計画からの課題

- ・後継者の高齢化、減少
- ・文化財等の維持管理

### 施策の方針

- ・村民が自主的に行う文化・芸術活動を支援し、企画運営のための人材育成に努めることで、相良村文化協会を中心とした村民と行政の協働による芸術・文化の村づくりを進めます。
- ・重要文化財の現状の把握と保存・活用に努め、その価値を広く周知することで、村民の郷土に対する理解を深め、貴重な文化財を後世に継承していく環境づくりに努めます。
- ・相良村に残る貴重な文化財などを適正に保護・保存し、郷土の歴史教育に活用しながら、ふるさと愛を育み、心も物も未来に繋いでいけるような、機会の提供と活動を進めていきます。
- ・高齢化により失われていく、伝統的な技術や民俗芸能等の文化遺産を継承していくため、貴重な記録等を活用し、地域で共有を図ります。

### 事業の内容

- 文化・芸術活動に携わるリーダーやボランティアの育成
- 地域と協働した文化活動の推進
- 優れた芸術や文化に触れる機会の提供
- 村民による創作や発表の場の提供
- 文化財保存のための支援
- 地域と協力した民俗文化財の保存・継承の支援
- 遺物や史料に触れる学習会などの実施
- 村史の編纂
- 重要文化財（建造物）保存活用計画の策定（十島菅原神社）

## 4-4. スポーツ

### 前総合計画からの課題

- ・ 各種スポーツ団体の育成
- ・ イベント参加者の減少
- ・ 指導者の不足
- ・ 中学校部活動の地域移行

### 施策の方針

- ・ スポーツニーズの多様化に対応し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成のため、交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者までだれもが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・ 村民のスポーツ振興や健康づくりの拠点として整備された各施設は、設備の劣化や機能低下等がみられるため、今後、計画的な点検・整備・改修を進めます。
- ・ 体育協会をはじめ各種競技団体との連携を強化し、体育協会加盟の各種目協会等の自主的活動を支援します。
- ・ 中学校運動部活動の地域移行に伴い、生徒のスポーツ環境の確保、支援を図り、スムーズな移行を進めます。

### 事業の内容

- 生涯スポーツ活動の振興
- 各種スポーツ団体の育成と活動支援
- スポーツを通じたコミュニティづくり
- 指導相談体制の充実
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ交流事業の推進
- 中学校部活動の地域移行の推進

## 4-5. 国内・国際交流

### 前総合計画からの課題

- ・ 他者や異文化に対する理解の意識啓発不足
- ・ 多文化共生社会の実現に向けた国際コミュニケーション力の向上
- ・ 外国人が快適に過ごせる環境整備
- ・ 国際理解を育み、住民主体となり交流できる機会づくり
- ・ グローバル化する社会で活躍できる人材育成

### 施策の方針

- ・ 社会や経済のグローバル化が進み、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け国際交流を取り巻く環境が大きく変化する中、魅力ある国際交流事業を進めていきます。
- ・ 国内外の地域との交流を通して、村民が多様な価値観や相互理解を深めることで、村民力の向上を図り、関係人口の拡大により相良村の知名度を高める事業を促進します。
- ・ 国際化に対応した教育の推進を図り、子どもたちの将来の夢を描くきっかけになるような体験を提供できる取組みを進めます。

### 事業の内容

- 相良村の魅力（伝統文化、自然環境、地域産業等）体験を通じた交流の場の確保
- A L T を活用し、英会話教室等の幼児期から外国語や外国人に慣れ親しむ場を設ける
- 外国人向けの日常生活の支援（生活情報等の多言語化、情報発信の充実等）

## 分野5 行財政・住民参加

### 5-1. 財政

#### 前総合計画からの課題

- ・ 公共施設の老朽化
- ・ 人口減少及び少子高齢化による労働不足による地域経済の縮小（所得水準の低下）
- ・ 医療・介護費の増大
- ・ 地域コミュニティ衰退等

#### 施策の方針

- ・ 地方財政が一段と厳しくなる状況に対応するためにも、歳入における自主財源の確保に努めるとともに、歳出においても徹底したスリム化を図ることで、効率的な財政運営に努めます。
- ・ 人口減少時代や、国の財政状況の悪化に対して、適切に対応できる財政運営を持続するため、村債残高の削減や、基金の確保などによる財政基盤の強化、経常コストの削減などにより、財政の健全化に取り組みます。
- ・ 公共施設が老朽化を迎えていくことから、将来世代に負担を残さないために、公共施設等総合管理計画や個別計画を基に、施設の取捨選択も視野に入れながら、運営方法の改善などにより、公共施設マネジメントの徹底を図ります。

#### 事業の内容

- 使用料や手数料など受益者負担の適正化
- 各種団体への補助金制度の適正化
- 税金・保険料等の徴収率の向上・滞納整理体制の強化／コンビニ納付の検討／デジタル納付の推進
- 公共施設への指定管理者制度等の導入の推進
- 公共施設の終活と最適な配置
- 財政負担の平準化
- 基金の的確な利活用
- 公営企業会計負担見直し
- 子どもへの税教育の推進
- 地域の未来予測（行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通し）の作成【地方行政のデジタル化、多様な担い手が地域社会を支える公共私連携、市町村間の広域連携等】

## 個別計画

- 公共施設等総合管理計画
- 施設ごとの個別計画
- 中期財政計画

## 5-2. 行政・情報通信

### 前総合計画からの課題

- ・ 業務改善に伴う役場内組織の改編
- ・ 行政サービス向上のための人材育成
- ・ 働き方改革
- ・ 相良村光ブロードバンド<sup>※1</sup>サービスの利用ニーズへの対応
- ・ マイナンバーの利用促進
- ・ 情報セキュリティ対策の徹底
- ・ 自治体DXの推進
- ・ ハザードマップの周知不足
- ・ 相良村光ブロードバンドの災害時の早期復旧及び故障対応

※1:光回線を使った高速インターネットサービスのこと。

### 施策の方針

- ・ 複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、事務体系の見直しや、電子申請・ICTなどを活用して、行政組織のスリム化を進めます。また、職員の意識改革や資質向上など、村づくりへの意欲と行動力を兼ね備えた人材育成に努めます。
- ・ 相良村光ブロードバンドの安定した運営を図るとともに、時代に合わせた高速化を目指す一方で、維持管理費を抑え、村民サービス向上のため、民間への移譲も検討していく必要があります。インバウンド対策として、主要箇所にWi-fi<sup>※2</sup>整備を行います。
- ・ デジタル田園都市国家構想を実現するため、デジタル化の推進を図り、地域課題の解決につなげます。
- ・ 先端技術等の導入による行政サービスの向上（業務効率の見直し、住民・職員の利便性の向上等）を進めます。

※2:無線でパソコンやテレビ、スマートフォンなどをインターネットなどに接続する技術のこと。

### 事業の内容

- ボランティア活動の推進
- 役場組織体制の見直しと人材育成（職員の意識改革）の推進
- 定員管理適正化計画の定期的な見直し及び公表
- マイナンバーの利用促進（オンライン申請、書かない窓口等）
- セキュリティポリシーに基づいた情報漏えいの防止
- ICT技術の積極的な導入と技術者の育成
- 相良村光ブロードバンドの民間移行



- 観光施設へのWi-fi整備
- 情報通信施設運営の見直し
- 安定した通信ネットワーク環境の整備
- 新たなテレビ難視聴対策
- 住民サービス・行政業務効率の向上に資するシステム等の整備
- 災害に強い行政ネットワークの整備

#### 個別計画

- 相良村セキュリティポリシー
- 相良村DX推進計画

## 5-3. 協働・住民参加

### 前総合計画からの課題

- ・住民参加の拡大
  - ・NPO※の育成
  - ・地域の担い手減少
- ※非営利団体のこと。

### 施策の方針

- ・住民と行政がパートナーとしての意識を高め、互いの信頼関係を築きながら、協働の村づくりを推進します。少子高齢化により、自治会の存続すら難しい地区も出てくることから、組織再編も視野に入れつつ、逆に小さくても活気のあるコミュニティの存続についても支援していき、地域の特性を生かした取り組みや、多様なコミュニティ活動の活性化を促進する仕組みを設け、住民が主体となった村づくりの支援に取り組みます。
- ・住民参画を促進するため、広報紙や SNS などによる情報発信を充実させ、住民と行政の情報共有を深め、座談会やワークショップなどを参加しやすく工夫するなど、住民の声を村政に反映できる体制づくりに努めます。地域づくり補助金の内容検討や人材育成の機会を提供し、自走できるコミュニティづくりに向けて、取り組みます。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行い、男女がともにさまざまな分野に参加し、個性や能力を十分に発揮できる社会環境の実現に努めます。また DV<sup>※1</sup> やセクシュアル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進し、DV 被害者への相談・支援体制を充実します。
- ・球磨郡 9 町村が支援協定を基に連携する「結婚支援」事業を活用して、村内の独身者と他地域の独身者が交流する場所を提供し、定住促進や地域の活性化を図ります。

※1:配偶者や恋人、家庭内など親しい関係の人から加えられる暴力のこと。

### 事業の内容

- 相良村地域づくり事業の推進（住民自治活動の支援）
- 広報紙や SNS、ホームページ等による情報発信
- 住民 WS など村民参加の情報交換の実施
- 男女共同参画意識の啓発
- 男女共同参画に関する講演会・研修会の充実
- DV 被害者への相談体制の充実
- 審議会や村における職員の女性登用促進
- 男女格差のない就労条件の推進
- 婚活支援事業の推進

## 個別計画

○相良村男女共同参画計画

## ■ 総合計画の各施策と SDGs の関係

### SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成されています。

基本構想で描く6つの未来像の実現を目指す本村において、SDGsの理念「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、村政推進においても大変意義深いものであることから、17のゴールに照らして総合計画の各施策を推進することとします。

### SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)は、SDGsのゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を、以下のとおり整理しています。







ゴール	ゴールの内容と自治体行政の役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>

<p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> 	<p><b>目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</b></p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p><b>目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</b></p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</b></p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p><b>目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</b></p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p> 	<p><b>目標9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</b></p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p><b>目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。</b></p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p><b>目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</b></p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p><b>目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p><b>目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p><b>目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p><b>目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p><b>目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」

相良村総合計画とSDGsの主なゴールとの相関関係

総合計画（基本計画）								
分野1 くらし	1-1. 生活基盤						●	
	1-2. 消防・防災			●				
	1-3. 住宅							
	1-4. 公共交通							
	1-5. 交通安全・防犯			●				
分野2 福祉	2-1. 地域福祉	●		●				
	2-2. 高齢者福祉	●		●	●			
	2-3. 障がい者福祉	●		●	●			
	2-4. 子ども子育て支援	●		●	●	●		
	2-5. 保健・医療・年金	●		●	●			
分野3 産業・環境	3-1. 農林水産業		●					
	3-2. 商工業と雇用							
	3-3. 観光・ブランド化							
	3-4. 環境・ゴミ						●	●
	3-5. エネルギー						●	●
分野4 教育	4-1. 社会教育				●	●		
	4-2. 学校教育	●	●	●	●	●		
	4-3. 歴史・文化				●			
	4-4. スポーツ			●	●			
	4-5. 国内・国際交流				●			
分野5 行財政・住民参加	5-1. 財政							
	5-2. 行政・情報通信							
	5-3. 協働・住民参加					●		

8 働きがい 経済成長	9 産業・イノベーション の促進	10 人や組織の 成長	11 質の高い 雇用と経済成長	12 持続可能な 消費と生産	13 気候変動に 適応する	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさ を増やす	16 公正な 社会と平和	17 持続可能な パートナーシップ
	●		●		●	●			●
	●		●		●		●		●
	●		●		●				●
	●		●					●	●
		●	●					●	●
●								●	●
●		●	●					●	●
●		●						●	●
●	●		●		●	●	●		●
●					●	●	●		●
				●	●		●	●	●
		●						●	●
		●		●				●	●
●	●							●	●
●		●						●	●
●			●					●	●
	●		●					●	●
		●	●					●	●

分野1  
暮らし

分野2  
福祉

分野3  
産業・環境

分野4  
教育

分野5  
行財政・住民参加



# (参考) 村民アンケート

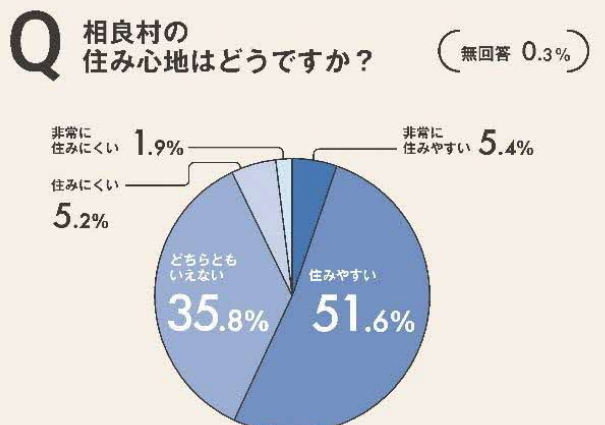
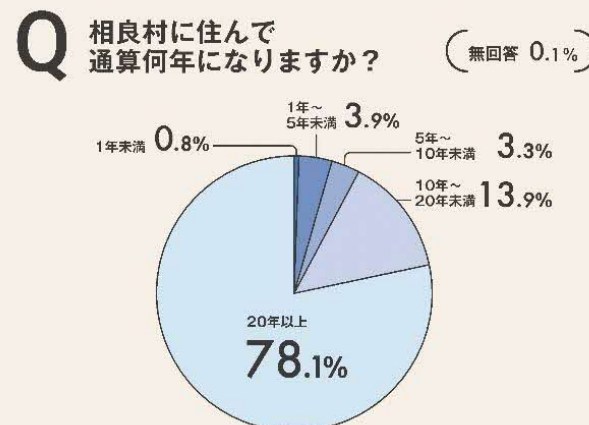
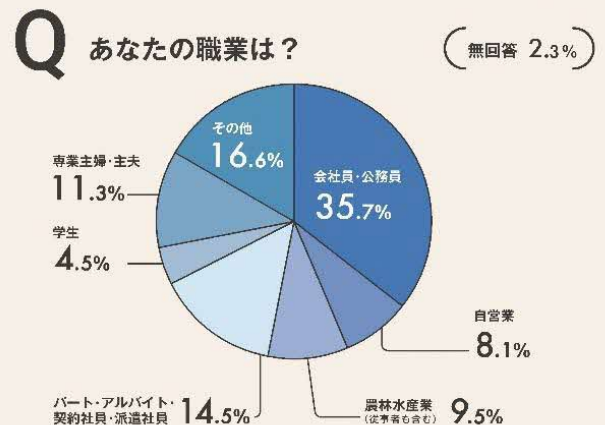
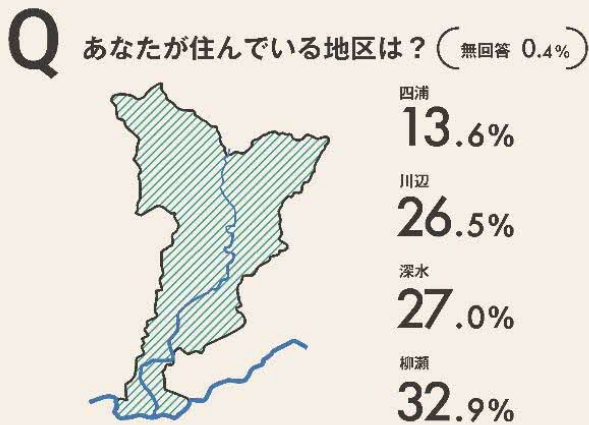
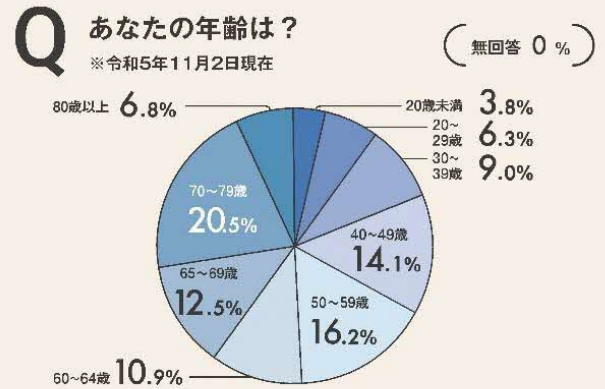
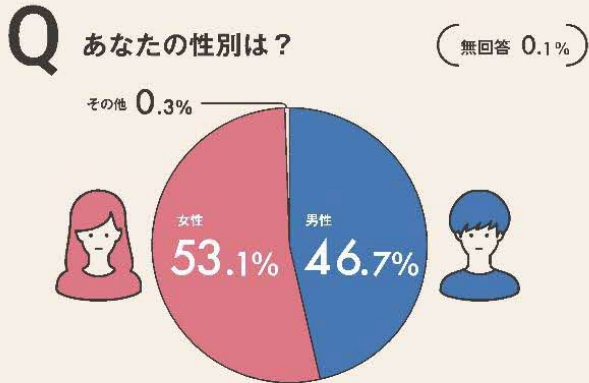
## 村民 アンケート

### 調査概要

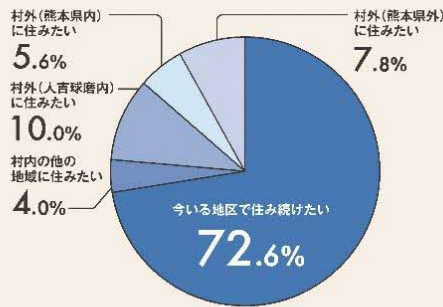
「第6次相良村総合計画」後期基本計画策定に伴い、村民の皆さまのご意見を参考にさせていただくため、実施しました。

**調査対象** 相良村にお住いの15歳以上(1,500人、無作為抽出)  
**調査時期** 令和5年10月13日(金)～令和5年11月2日(木)  
**回収率** 49.1%

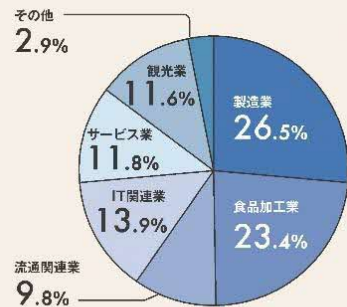
**調査方法** 郵送による配布、郵送又はwebによる回収  
**有効回答** 736件(郵送での回答664件 Webによる回答72件)



**Q** 今後も相良村に住み続けたいと思いますか？（無回答 2.3%）



**Q** 相良村では今後、企業誘致を進めていきますが、その際にどのような業種の企業を希望しますか？（無回答 10.2%）



**Q** これからの相良村の観光振興では何に力を入れるべきだと思いますか？



**Q** これからの福祉対策で必要または重要だと思う取組みは何ですか？※複数回答



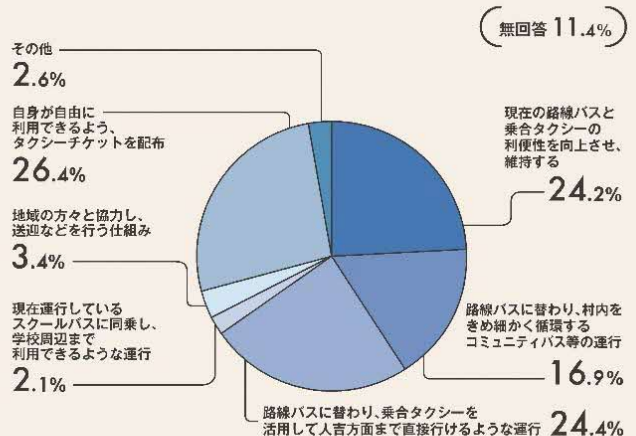
**Q** これからの保健や医療対策で必要または重要だと思う取組みは何ですか？※複数回答



**Q** 健康づくりの推進の内容 ※複数回答



**Q** 今後の相良村における地域公共交通のあり方について、あなたご自身にとって最も望ましい方法は何だと思いますか？（無回答 11.4%）



### Q 子どもたちへの教育で力を入れるべきことは何だと思いますか？※複数回答



### Q 災害などに備えた防災対策について、必要だと思うことを選んでください。 ※複数回答



### Q 文化・スポーツ等の推進に必要な取組みは何だと思いますか？ ※複数回答



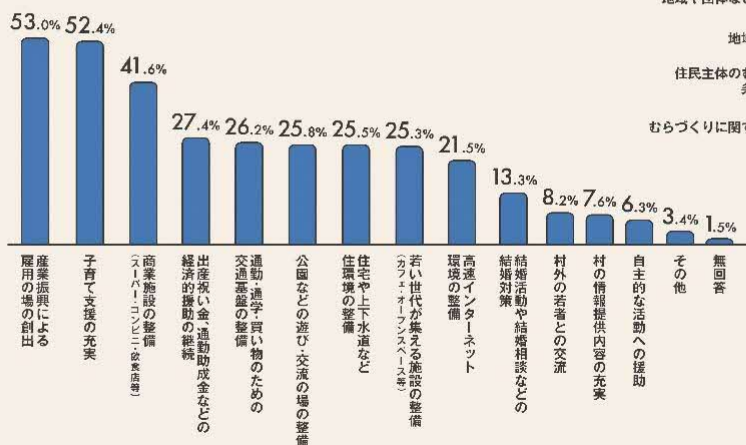
### Q 地域社会のデジタル化が進む中で、期待することは何ですか？ ※複数回答



### Q 住民の皆さんが積極的にむらづくりに関わられるようにするために、行政はどのようなことをすべきだと思いますか？ ※複数回答



### Q 相良村に若い世代が定住するために、何が必要だと思いますか？ ※複数回答



※回答結果は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。